

ミャンマー新商標法によるソフトオープニング開始

(2020年10月1日開始)



作成 2020年10月16日

0. はじめに

ミャンマー連邦共和国（通称：ミャンマー）は、ASEANに加盟する国10か国中、5位の人口（約5,200万人：世界では25位）を抱えているが、長期にわたる軍政下での経済停滞の影響を受けて、一人あたりのGDPはASEAN加盟国の中では、現状最下位に位置している。

しかし、民政移行後、世界からの投資が活発化しており、2012年以降は毎年6%以上の安定した経済成長を達成している。「アジア最後のフロンティア」として日本企業も多大な関心を寄せており、この5年で日本企業の増加率が最も高い国となっている。

知的財産権分野の法律に関しては、1914年施行の著作権法以外は存在せず、WTO加盟国でもある同国は、TRIPS協定により各種知的財産関連法の整備が求められ、先ずは2019年1月24日に商標法が成立し、その施行は知的財産庁の設立と同時となる2021年の予定となっている。

ここで、今までにミャンマー登録法の下で登記所で登録している商標またはミャンマー国内で実際に使用している商標については、商標法の施行に際して優先的な措置が適用され、その措置はソフトオープニングと言われている。

本稿では、新旧商標法の違い、ソフトオープニングの適用要件、商標法の制度の概要について説明していく。

【全7頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

